

あじさいまつりを開催

と き： 7月11日(土)・同12日(日)
午前10時～午後4時
と ころ： 大野アルプスランド(柏原地区)



豊かな自然に親しんでからおうと柏原生産森林組合では第14回あじさいまつりを開催します。

このまつりは、大野山頂付近の斜面一面を覆っている約1万5千株のあじさいを満喫してもらおうと例年の時期に開催しているもので

主な催し内容
両日とも午後1時～軽音楽の演奏
地域特産品の販売などの各種模擬店の出店
木工教室・竹細工や陶芸体験など
阪急バス柏原終点からマ

子ども議会を開催

本町のまちづくりについて、町内の小・中学生達の率直な意見や提案を聴く機会として、子ども議会を開催します。皆さんの傍聴をお待ちしています。

と き 7月13日(月)午後1時30分～
と ころ 役場3階議場
問い合わせは、コミュニティ課(766-8783)へ。

国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険(国保)の対象者

職場の健康保険や長寿医療制度(後期高齢者医療制度)で医療を受けている人などを除いた人が加入者となります。

保険料の決め方

保険料は負担の公平を基本に表1のように算出します。

保険料の納付について

加入する各世帯主を納税義務者として、7月中旬までに納税通知書をお送りします。納期限は、第1期分(7月31日)から第9期分(平成22年3月31日)まで

の9回払いとなります。また、次の要件を全て満たす人は、特に口座振替への切り替えの申し出がない限り、公的年金からの特別徴収(年金天引き)により保険料を納めていただくこととなります。

世帯主が国保に加入しており、世帯の国保加入者が全員65歳から74歳である場合、国保世帯主が年額18万円以上の年金を受給している場合、国保世帯主が介護保険料の特別徴収対象者で、国保世帯主の介護保険料と保険

税の合計額が2分の1を超えない場合、なお、保険料の納付が困難な人は、必ず納付に必要となる相談などをさせていただきます。

問い合わせは、健康課(766-8781)へ。

表1 21年度税率等表

区分	医療分	支援金分	介護分
所得割 基準総所得金額(前年中の総所得金額-33万円)×税率	4.7%	1.7%	1.7%
資産割 固定資産税相当額×税率	26%	4%	4%
均等割 国保加入者1人あたり	26,000円	8,000円	11,200円
平等割 特定世帯以外	21,000円	6,700円	7,000円
1世帯あたり 特定世帯	10,500円	3,350円	
課税限度額(最高限度額)	470,000円	120,000円	100,000円

の合計額が1年間の保険料額
介護分は40歳から64歳の国保加入者がいる世帯のみ課税
平成21年度より介護分の課税限度額が9万円から10万円に引き上げ
特定世帯とは、同一世帯にいる国保の被保険者が後期高齢者医療制度に移行し、被保険者が1人になる世帯

保険料の軽減制度

国保加入世帯の所得が一定金額以下の場合、保険料の均等割・平等割が下表のとおり軽減されます。

軽減基準表

軽減区分	軽減基準所得
2割	33万円 + 35万円 × (特定同一世帯所属者 + 被保険者数) 以下
5割	33万円 + 24万5千円 × (世帯主を除く [特定同一世帯所属者 + 被保険者数]) 以下
7割	33万円以下

軽減適用にかかる申請は特に必要ありません
特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度に移行することにより国保の資格を喪失した人で、5年を経過するまでに限り、継続して同じ世帯に属する人

イクロバスの送迎(無料)を行いますので利用ください。
問い合わせは、柏原生産森林組合(769-0760)、農林商工課(766-8709)へ。

平成21年度後期高齢者医療保険料決定通知書を7月上旬に送付します。
保険料の計算方法
保険料は図1のとおり
年金からの支払い(特別徴収)は手続きは必要ありません。希望により口座振替に変更できます。
口座振替や納付書でのお支払い(普通徴収)
保険料の軽減
所得の低い人への軽減は、所得に応じて表1のとおり均等割額の軽減が適用され、所得割も所得割算定にかかると所得が58万円(年金収入のみ)の場合は2割軽減

図1 1人当たりの保険料(年額)

均等割額 43,924円	+	所得割額 (前年中の総所得金額 - 33万) × 8.07%
21年度保険料額(最高限度額50万円)		

総所得金額 = 収入額 - 控除額(公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費)

表1 均等割額の軽減

軽減の割合	平成20年中の総所得金額
9割軽減	33万円以下であり、なおかつ被保険者全員の所得が0円
8.5割軽減(7割軽減)	33万円以下
5割軽減	33万円 + 24.5万円 × 被保険者数(被保険者である当該世帯主を除く)以下
2割軽減	33万円 + 35万円 × 被保険者数以下

軽減措置により平成21年度は、本来の7割軽減から8.5割軽減となります

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の保険料額決定通知書を送付します

平成21年度は特例で均等割額を9割軽減(問い合わせは、健康課(766-8781)へ)。

被扶養者だった人への軽減は制度加入直前に被用者保険の被扶養者だった人は制度加入時から2年間、所得割はかからず

質問 消費生活相談コーナーって?



消費生活のアドバイス

> 184 <

消費生活相談コーナーって?

「ナー」に相談したら、どのような解決をしてくれるのでしょうか?
契約に係る問題は当事者間の民事の問題と違うのですが、行政に相談窓口があるのでしょうか?
回答 消費者と事業者との間には、情報の質や量並びに交渉力格差があり、消費者の利益の擁護および増進に関して、消費者の権利の尊重およびその自立の支援、そのほかの基本理念を定めた消費者保護基本法が昭和43年に公布され、平成20年には消費者基本法に改正されました。その中国、地方公共団体および事業者、消費者の責務が明らかになっていきます。その法律に基づき、猪名川町では平成元年に相談窓口が開設されました。私達の日常生活はほとんどが契約社会であり、いつても過言ではありませんが、契約書と契約書を交わ

すだけが契約ではなく、電車に乗るのもスーパーで買い物をするのも銀行にお金を預けるのもすべて契約です。
契約とは約束ごとです。いったん結んだ契約は一方的に解除することはできません。しかし、事業者の中には問題がある業者もあり、トラブルが生じることもあります。消費生活相談窓口では、そのような場合に相談者に助言や業者との間に入り解決のお手伝いをさせていただきます。
業者と相談者のトラブルは民事の場合がほとんどです。相談コーナーはたとえ問題ある契約でも業者に対し強制力はありません。しかし、結果はともかく行政の相談窓口が連絡すると個人では相手にしない業者でも話し合いの席に着く場合が多くなります。
すぐに相談されるのが解決を早め、良い結果につながる事が多いので、疑問に思った時や納得できない時は諦めないでどんな些細なことでもまずはお問い合わせください。相談の秘密は守られます。
疑問な点は、消費生活相談コーナー(766-1110)へ。

